

請 願 文 書 表

令和8年第3回（6月）岐阜市議会定例会

請 願 番 号	請願第2号
件 名	「マイナンバーカードの取得いかんにかかわらず、全ての岐阜市民に国からの物価高騰対策費の支給を求める」請願
受 理 年 月 日	令和8年6月11日
紹 介 議 員	可児 隆、服部勝弘、田中成佳、堀田信夫、森下満寿美、原 菜穂子、披田麻衣
付 託 委 員 会	総務委員会

（請願要旨）

今年2月18日付の新聞報道において、岐阜市は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「物価高騰対策費」という。）を活用し、マイナンバーカード取得者に3,000円を給付するとの記事が掲載された。そして今年6月から、岐阜市自治体マイナポイントによる生活者支援事業という施策が始まっている。私たちは、この施策に大変違和感を覚えるものである。マイナンバーカードの取得は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条の2の規定で任意とされている。法律的には本人の申請による交付となっており取得義務はないと当時の河野デジタル大臣も答えている。全ての国民が享受すべき物価高騰対策費について、マイナンバーカードの不所持、未取得という理由で岐阜市民約6万人を除外することは人権侵害ではないかと考える。

以下に憲法、人権の視点から意見を述べる。

- ① 生存権と公平性の侵害：憲法第25条が定める生存権に基づけば、福祉（物価高騰対策）は全ての人に平等に行われるべきである。マイナンバーカードの有無で支援に差をつけるのは、福祉の理念に反するのではないか。
- ② 実質的な強制：任意であるはずのマイナンバーカードの取得を、生活に直結する給付金と結びつけるのは事実上の強制であり、行政のやり方として強引な施策ではないか。
- ③ 弱者の切捨て：高齢者や障がい者、その他事情を抱える等申請が困難な人ほど支援を必要としているが、マイナンバーカードの未取得者に対し取得を条件にすると、そうした最も助けが必要な層が受け取れないリスク（デジタル除外）が生じる、つまりセーフティーネットから外れるのではないか。
- ④ 目的のずれ：本来の物価高騰対策は生活困窮者を助け、物価高に苦しむ人々を支援することであるが、岐阜市民の約6万人が排除の対象になっている。マイナンバーカードの取得を条件にすると、本当に困っているマイナンバーカードを持っていない人が漏れてしまう。
- ⑤ 手段の目的化：マイナンバーカードの普及が目的になってしまい、物価高に苦しむ全国民を公平に支えるという趣旨から外れると思われる。
- ⑥ 内閣府地方創生推進事務局：地方自治体が行う給付金事業などの財源を配分する地方創生推進事務局（物価高騰対策費を所管）に対し、今回のようにマイナンバーカード取得者のみに物価高騰対策費を給付することが適切か否

か、判断を仰ぐべきである。

- ⑦ 地方自治法に違反：地方自治法第10条第2項には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とある。任意であるはずのマイナンバーカードの取得の有無で、役務の提供をひとしく受ける権利を制限することは許されない。

以上の理由から、マイナンバーカードの取得いかんにかかわらず、国からの物価高騰対策費を活用し岐阜市民全員に支給すべきである。

よって、下記事項について請願する。

記

- 1 マイナンバーカードの取得いかんにかかわらず、全ての岐阜市民に国からの物価高騰対策費の支給を行うこと。